

公 示 送 達 書

四日市市揭示 第150号

令和8年8月13日

下記の書類は、受取人の住所・居所・事務所及び事業所が不明の為送達することができないので
当所に保管してありますから申し出て受領してください。

四 日 市 市 長

森 智 広



送 達 を 受 け
る べ き 者

住所又は
居 所 等

氏名
(名称)

矢橋 友介

送
達
す
る
書
類
名

滞納処分の停止通知書 1通

以 下 余 白

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、
書類の送達があったものとみなされます。

(地方税法第20条の2関係)